

介護保険の第一号被保険者の皆さんへ

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、**介護保険料が減免**となります。

《保険料の減免の対象となる方》

- ① 新型コロナウイルス感染症により、その属する世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第一号被保険者 → **保険料の全部を免除**
- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入（以下「事業収入等」という。）の減少（注1）が見込まれる第一号被保険者 → **保険料の一部を減免**

注1 保険料が一部減免にされる具体的な要件

- (1) 事業収入等のいずれかの減少額等（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）が前年の当該事業収入等の額の10分の3以上であること。
- (2) 減少することが見込まれる事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること。

※申請にあたっては、収入を証明する書類が必要となります。

- ◎ **保険料の減免額**は、**減免対象保険料額**（ $A \times B / C$ ）に**前年の合計所得金額の区分に応じた減免割合**（D）を乗じて得た額です。

減免対象保険料額 = $A \times B / C$

A：当該第一号被保険者の保険料額

B：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の減少することが見込まれる事業収入等に係る前年の所得額

C：第一号被保険者の属する世帯の主たる生計維持者の前年の合計所得金額

前年の合計所得金額に応じた減免割合（D）

200万円以下の場合：全部（10分の10）

200万円を超える場合：10分の8

※主たる生計維持者の事業等の廃止や失業の場合には、前年の合計所得金額にかかわらず、対象保険料額の全部が免除となります。

減免の対象となるか、申請に必要な書類など詳細については、下記担当にお問い合わせください。

足寄町役場 福祉課総合支援相談室 介護保険担当

電話：0156-25-2141（内線138） Email：zaikai@town.ashoro.hokkaido.jp

ホームページにも関連情報を掲載しています。 <https://www.town.ashoro.hokkaido.jp>